

Q&A 刑事事件2

弁護士 谷山 智光

Q1 被告人勾留

逮捕・勾留された後、起訴されましたが、引き続き身体拘束を受けています。いつまで拘束が続くのでしょうか。

A1

被告人勾留の期間は、原則として公訴提起があった日から2か月です。特に継続の必要がある場合においては、1か月ごとに更新されます。更新は原則として1回に限られますが、所定の場合には1回に限られません。

解説

公訴提起(起訴)がなされると、被疑者という立場から被告人という立場になり、刑事裁判を受けることになる。裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、①定まった住居を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれか一つにあたる時は、被告人を勾留することができる(刑事訴訟法〔以下「法」という。〕60条1項)。

被告人勾留の期間は、被疑者勾留と異なり、公訴提起があった日から2か月であるが、特に継続の必要がある場合においては、1か月ごとにこれを更新することができる(法60条2項本文)。この更新は原則として1回に限られるが、被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき(法89条1号)、被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき(同3号)、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき(同4号)、被告人の氏名又は住居が分からないとき(同6号)にあたる場合には1回に限られない(法60条2項但書)。

Q2 保釈

被告人勾留がなされている間は、釈放してもらうことはできないのでしょうか。

A2

裁判所により保釈が認められ、裁判所が定める保証金を納付した場合には、保釈により身体拘束が解かれます。

解説

1 保釈とは

Q1の解説のとおり、被告人勾留は、被疑者勾留と異なり、法律上、保釈が認められている。

保釈とは、保証金の納付等を条件に、被告人の身体拘束を解く制度である。

保釈には、権利保釈(法89条)、裁量保釈(法90条)、義務的保釈(法91条)があるが、義務的保釈は実務上多くはないため、以下、前二者について解説する。

2 権利保釈

裁判所は、勾留されている被告人等保釈請求権者(法88条1項)の請求があったときは、①被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき(法89条1号)、②被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき(同2号)、③被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき(同3号)、④被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき(同4号)、⑤被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき(同5号)、⑥被告人の氏名又は住居が分からないとき(同6号)を除いては、保釈を許さなければならない。

3 裁量保釈

①～⑥の権利保釈除外事由が認められ、権利保釈が認められない場合でも、裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる(法90条)。

4 保証金

裁判所が保釈を許す場合には、保証金額を定められる(法93条1項)。保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金

額を定められる(同2項)。ごく普通の単独事件を念頭に置いた場合、その幅は100万円から200万円位、特に多いのが150万円から200万円位というのが最近の相場といえるのではないかという分析もある(別冊判例タイムズ35号「令状に関する理論と実務Ⅱ」26頁)。保釈保証金を裁判所に納付すれば、保釈により身体拘束が解かれる。

5 保証の取消しと保証金の没取

もっとも、①被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき(法96条1項1号)、②被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき(同2号)、③被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき(同3号)、④被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき(同4号)、⑤被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき(同5号)には、保釈が取り消されることがある。その場合には、納付した保証金の全部又は一部が没取されることもある(法96条2項)。

参考文献

別冊判例タイムズ35号「令状に関する理論と実務Ⅱ」(判例タイムズ社、2013年)